

# 徳了寺廟堂（納骨堂）管理規約

## 【第一章 総則】

- 第1条 徳了寺廟堂（納骨堂）の納骨壇を使用する場合には本規約に定めるところによる。
- 第2条 本納骨堂は徳了寺廟堂（以下「廟堂」と云う）と称し、管理事務所を広島県庄原市東城町東城224徳了寺に置く
- 第3条 廟堂は宗教法人徳了寺の法人財産とし、管理者は宗教法人徳了寺とする。護持・管理については徳了寺代表役員たる住職、または徳了寺住職が任命したものがあたる。

## 【第二章 使用者の資格】

- 第4条 廟堂の納骨壇を使用出来る者は、徳了寺門徒もしくは門徒になる者、または浄土真宗本願寺派のみ教えに帰依する者（信徒）であり、本規約を承諾する者に限る。
- 第5条 廟堂を使用する者は所定の冥加金を完納し、管理者の使用台帳に住所・名前を記載されなければならない。これをもって徳了寺廟堂の納骨壇使用認許者（以下、使用者と云う）とする。

## 【第三章 使用の制約】

- 第6条 廟堂における法式儀礼は、管理者および管理者が任命した者が宗門で定めた法式儀礼をもって行うものとし、他の宗教団体等の法式儀礼またはそれに類する行事等は、これを一切行うことができない。

## 【第四章 使用权及び使用について】

- 第7条 第1項 使用者は指定された納骨壇の使用权を有する。  
第2項 使用者が転居した場合、直ちに転居先を管理者へ書面にて届け出なければならない。  
第3項 相続等の正当な事由によって納骨壇の使用权を継承し、その名義が変わる場合、その当事者は速やかにその旨を管理者へ書面にて届け出なければならない。
- 第8条 使用者が納骨する場合は改葬許可証（火葬証明・埋葬許可証）を添えて申込の後、管理者、または管理者が任命した者の立ち合いの下に納骨することとする。
- 第9条 第1項 廟堂においては次の事項を禁止する。  
①許可なく納骨壇の変更改造を行うこと。  
②納骨壇の使用权を譲渡、または転売すること  
③指定場所以外で火気を使用すること

- 第2項 前項各号のいずれかに抵触し、または抵触する恐れがあると認められる場合、管理者は当該使用者に対して、その改善、または停止を求め、当該使用者はこれに従わなければならない。
- 第3項 前項の行為によって使用者が損害を被っても管理者はその責任を負わない。
- 第9条 第1項 使用者が次の各号に該当した場合、管理者は当該使用者の認許を取り消す（使用権失効）ことができる。
- ①使用者が3年以上にわたり正当な理由なく、第11条に定める「年次維持冥加」を滞納した場合。
- ②使用者が前条第1項各号のいずれかに抵触し、これに対する改善・停止を求められたにも拘わらず従わない場合。
- ③他の使用者に対して著しく迷惑を及ぼし、公的秩序を乱し、廟堂の管理運営に支障をきたすと認められた場合。
- 第2項 使用者は、使用者の都合により廟堂を離脱することができる。
- 第3項 第1項各号または前項により離脱する場合、管理者は既納の加入冥加金及び維持冥加金を返還しない。
- 第4項 使用者が第1項各号のいずれかに抵触し離脱した場合や第2項に該当する場合、使用権は放棄したものとし、その納骨壇の使用に関する権利一切は宗教法人徳了寺に帰属する。

#### 【第五章 使用期間】

- 第10条 個壇使用については50年とし、その後は廟堂合葬墓にて安置する。また第9条により使用権失効された遺骨についても同様に廟堂合葬墓にて安置する。
- 第11条 その他納骨壇使用者で、第11条に定める年次維持冥加を納める者については恒久的に使用することができる。

#### 【第六章 維持管理】

- 第12条 第1項 廟堂の維持管理は管理者によって行う。
- 第2項 管理者は廟堂の円滑なる運営、維持管理などを任務とする。
- 第13条 使用者は管理者が定める年次維持冥加金（年間管理費）を毎年6月末までに納めるものとする。
- 第14条 廟堂の運営に係る財務は維持冥加金、その他懇志及び雑収入をもって運営する。

#### 【第七章 附則】

- 第15条 この規約は宗教法人徳了寺の議決を経て改廃することができる。
- 第16条 この規約は廟堂の管理規約として、該完成時より施行する。

以上